



目 次		ページ
告 示		
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(経営支援課)	1
○公共測量の実施の通知 (3件)	(用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (4件)	(")	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	1
○道路の供用開始	(")	2
公 告		
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の就退任	(")	2
○土地改良区の役員の退任	(")	2
○土地改良区の定款変更の認可 (4件)	(")	2
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(4・28揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")		2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(")	3
高知県人事委員会規則		
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	(4・22揭示)	3
高知県人事委員会訓令		
◎高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	(")	3
落札公告		
○落札者等の公告	(総務事務センター)	3

告 示		

高知県告示第305号		
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同		

条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により須崎市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年4月高知県告示第246号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス須崎中央インター店
須崎市池ノ内字池ノ内1121番1ほか

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第306号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量、UAVレーザ測量、現地測量、用地測量）

2 作業期間
令和7年10月16日から令和8年5月31日まで

3 作業地域
幡多郡黒潮町早咲

高知県告示第307号
高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）

2 作業期間
令和8年4月24日から同年6月30日まで

3 作業地域
室戸市羽根町甲地区

高知県告示第308号
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量）

2 作業期間
令和8年4月27日から同年6月30日まで

3 作業地域
高知市

高知県告示第309号
高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和7年8月高知県告示第534号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年4月3日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第310号
高知県農業振興部農業基盤課長から令和7年8月高知県告示第537号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第311号
高知県農業振興部農業基盤課長から令和7年12月高知県告示第744号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第312号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和8年2月高知県告示第95号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第313号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市立田字神木内 576番1から 南国市立田字神木内 574番1まで	前	3.5 13.7	70
	後	9.8 19.3	70

高知県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字追立乙 544番19から 土佐清水市宗呂字木ノ川口 丙3815番1まで	182	令和8年5月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所
 理事 小川 紫 南国市田村乙1119番地

久家江里子 乙1087番地の1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、庄毛土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所
 (退任) 青木 正雄 室戸市吉良川町甲2156番地
 (就任) 島巻 努 室戸市吉良川町甲2111番地
 監事

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所
 理事 山嶋 丈 安芸郡北川村野友乙114番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市赤野土地改良区の定款の変更を令和8年4月23日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を令和8年4月23日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を令和8年4月23日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、庄毛土地改良区の定款の変更を令和8年4月24日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,293人である。

令和8年4月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,768人である。

令和8年4月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年4月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,174人
室戸市・東洋町選挙区	3,918人
安芸市・芸西村選挙区	5,486人
南国市選挙区	12,753人
土佐市選挙区	7,145人
須崎市選挙区	5,368人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,921人
土佐清水市選挙区	3,402人
四万十市選挙区	8,900人
香南市選挙区	9,032人
香美市選挙区	6,939人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,722人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,856人
吾川郡選挙区	7,315人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	8,336人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,091人
黒潮町選挙区	2,849人

人 事 委 員 会 規 則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月22日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第27号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、同条第18号中「部分休業」を「部分休業の承認及び当該承認の取消し並びに修学部分休業及び高齢者部分休業」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「及び早出遅出勤務」を「、早出遅出勤務、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 事務局の他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会

規則第47号）第9条の2第1項第2号に規定する部署をいう。）の指定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

高知県人事委員会訓令第4号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月22日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程（昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「高齢者部分休業」を「修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業」に、「、育児短時間勤務及び部分休業」を「及び育児短時間勤務」に改める。

第3条第2項第3号中「及び早出遅出勤務」を「、早出遅出勤務、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同項第6号中「部分休業」を「部分休業の承認及び当該承認の取消し並びに修学部分休業及び高齢者部分休業」に改める。

第4条第2号中「及び早出遅出勤務」を「、早出遅出勤務、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同条第3号中「部分休業」を「部分休業の承認及び当該承認の取消し並びに修学部分休業及び高齢者部分休業」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月22日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
68,964,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため